

みよし市ベンチャー起業家支援奨励金制度

(平成27年4月1日改正)

みよし市では、中小企業者で市内においてベンチャー企業を営む人(市内に6カ月以上事業所を有し、引き続き同一事業を適法に営んでいる人に限る。)に対して、「奨励金」を交付します。

【奨励金の対象となる人】

○中小企業で市内においてベンチャー事業を営み、次のいずれかの支援措置をこれから利用する人

①愛知県が実施する、愛知県経済環境適応資金融資制度要綱に定めるパワーアップ資金のうち、新技術の導入・研究開発に必要な設備資金及び運転資金、先端技術設備の導入に必要な設備資金の融資

②公益財団法人あいち産業振興機構が実施する、あいち中小企業応援ファンドによる助成

○みよし商工会又はみよし市工業経済会が推薦した人で、市長が特に必要と認めるもの

【奨励金の対象となる経費】

事業実施に必要な経費のうち、次に掲げる経費

- ①原材料費又は副資材の購入に要する費用
- ②機械装置又は工具・器具の購入、試作、改良又は借用に要する経費
- ③外注加工に要する費用
- ④ソフトウェア開発に係る研究に要する人件費
- ⑤その他市長が特に必要と認めた経費

【奨励金額】

上記対象経費の2分の1以内の額。ただし、同一ベンチャー起業家に対して交付する奨励金の限度額は500万円とします。

【申請等の流れ】

- ①申請者は、次のいずれかの日から30日以内に奨励措置の認定申請を行ってください。
 - ・愛知県や公益財団法人あいち産業振興機構の支援措置を受けることが決定した日
 - ・みよし商工会又はみよし市工業経済会から推薦を受けた日
- ②提出された認定申請書類に基づき、みよし市先端産業等立地奨励措置審査会を開催したうえで、奨励措置認定の可否を決定します。
 - ※審査会への出席をお願いすることがあります。
- ③奨励措置の認定を受けた方は、認定を受けた日から1年以内に奨励の対象となった経費を証明する書類等を添えて、奨励金の交付申請を行ってください。
- ④奨励金交付申請書類の内容を審査し、奨励金の金額を確定しますので、その後、奨励金の請求を行ってください。

【制度施行】 平成12年4月1日（平成31年3月31日）まで

【申請・問い合わせ先】

愛知県みよし市役所 環境経済部 産業課
電話 0561-32-8015（直通）
FAX 0561-34-4189